

魚津市告示第31号

魚津市除草剤配付事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市除草剤配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する道路、公園その他市管理用地（以下「市管理用地」という。）において、美しい景観の保全や郷土への愛を育むため、地域住民が行う美化活動に使用する除草剤の配付に係る事業の実施について必要な事項を定める。

(除草剤の選定)

第2条 配付する除草剤（以下「除草剤」という。）は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第13条に基づき公告されている農薬の中から、市長が選定するものとする。

(販売者の届出等)

第3条 市長は、法第2条第4項に規定する販売者として、同法第17条の規定により、第10条第1項により定めた除草剤の配付場所を販売所として、富山県知事に届けなければならない。

2 市長は、法第20条に規定する受渡帳簿を備え付け保存しなければならない。

(配付対象者)

第4条 この要綱による除草剤の配付を受けることができる者（以下「配付対象者」という。）は、法人以外の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の自治会、地域団体及び地域振興会の代表者又は代表者より命を受けた者

(2) 魚津市公園里親制度実施要綱（平成19年魚津市告示第33号）における里親の登録をした者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が配付の必要があると認める者

(配付数量)

第5条 除草剤の配付数量は、配付対象者に対して年度毎に原則10リットル

を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(除草剤の散布場所)

第6条 配付対象者は、市内の市管理用地の除草をするために除草剤を散布するものとする。

(配付の申請)

第7条 配付対象者が除草剤の配付の申請をしようとする場合は、この事業の趣旨を理解した上で、除草剤配付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく除草剤の申請期間は、年度毎に市長が定める。

(配付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、除草剤の配付を決定するものとする。

(台帳への登録)

第9条 市長は、前条の規定により除草剤の配付を決定した者について、除草剤配付者受付台帳(様式第2号)へ登録するものとする。

(除草剤の配付)

第10条 除草剤の配付方法、場所及び時間は、市長が別に定めるものとする。

2 市長は、除草剤を配付したときは、第3条第1項に規定する受渡帳簿(様式第3号)に必要事項を記載するものとする。

(費用負担)

第11条 第8条により配付が決定された除草剤については、無償とし、それ以外の一切の経費は除草剤の配付を受けた者の負担とする。

(散布に関する責任)

第12条 配付対象者は、除草剤の散布に起因する問題が生じたときは、配付対象者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(禁止行為)

第13条 除草剤の配付を受けた者は、申請時に記載した市管理用地以外に散布してはならない。

2 除草剤の配付を受けた者は、配付された除草剤を有償・無償を問わず譲渡してはならない。

(実地調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、配付した除草剤が申請時に記載した使用場所で散布されているか、実地調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

除草剤配付申請書

年 月 日

魚津市長 宛

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は団体名称

及び代表者氏名

電 話 番 号

魚津市除草剤配付事業実施要綱第 7 条第 1 項に基づき、下記のとおり除草剤の配付を受けたいので、確認事項に同意の上申請します。

記

- 1 配布品名 .....
- 2 配付希望数量 .....L
- 3 使用場所 魚津市.....地内
- 4 受取希望日時 .....年.....月.....日（.....）午前・午後.....時.....分
- 5 添付書類 位置図
- 6 確認事項

- 使用前には、除草剤に記載された取扱説明を必ず確認した上で使用します。
- 除草剤の散布に起因する問題が生じたときは、配付対象者の責任をもって速やかに対処します。
- 除草剤散布時は周囲の状況に注意を払うとともに、長袖・長ズボン、マスク、手袋、ゴーグル等を着用し安全対策を講じます。また、散布後は必要に応じて立入禁止の措置を講じます。
- 散布する場所は、上記の使用場所の市管理用地に限ります。
- 除草剤は、農薬のため薬害が生じるおそれがあることを認識し、適切に保管・使用・処分します。また、第三者に有償・無償を問わず譲渡しません。
- 住宅地周辺で除草剤を使用する際は、あらかじめ周辺住民等に散布目的、日時等を知らせ、散布の際は、住民等が立ち入らないよう配慮します。
- この申請書に虚偽はありません。

上記の事項を確認し同意します。



